

# 補助金制度の再構築に向けて

(最終答申)

平成23年3月25日  
古賀市補助金等検討委員会

## 目 次

1. はじめに	1
2. 補助金等の望ましいあり方	1
a. 補助金等の望ましいルール	1
b. 補助金等の望ましい形態	3
3. 補助金等の適正化の方法	4
a. 補助金等見直し基準	4
b. 評価における客観性の確保	5
4. 判定・判断結果及び改善事項	5
5. おわりに	10
(資料1) 補助金等一覧	11
(資料2) 古賀市補助金等評価判定シート	13
(資料3) 補助金等評価判定フロー図	14
(資料4) 補助金等の判定・判断結果	15
(資料5) 委員名簿	17
(資料6) 委員会の審議経過	18
(資料7) 古賀市補助金等検討委員会条例	19

## 1. はじめに

古賀市補助金等検討委員会（以下「委員会」という。）は、古賀市補助金等検討委員会条例に基づき、補助金等の適正化について検討を行うため、古賀市長から委嘱された5人の委員による附属機関として平成21年6月22日に設置され、同日付で「補助金等制度のあり方について」及び「補助金等の適正化に向けた具体的な方策について」を諮問されました。

当委員会では、諮問事項を検討・審議するため、古賀市における補助金等の現状把握から具体的な検討の進め方へと議論を進め、補助金等の基本的なあり方について確認を行い、平成22年3月5日に中間答申として「補助金の望ましい形態」と「補助金適正化の方法」を提言しました。

このたび、2年間にわたる検討を終えたことから、個々の補助金等の判定・判断結果を示すとともに、審議により具体化した改善点を指摘し、最終の提言書としてまとめました。

市長におかれましては、この提言を最大限尊重し、補助金等制度が適正かつ効果的に運用されるよう再構築されることを要望します。

## 2. 補助金等の望ましいあり方

### a. 補助金等の望ましいルール

当委員会では個々の補助金等について審議・判定・判断を行う前に、全国各地で行われている補助金等を取り巻く改革の議論をとりまとめ、古賀市における補助金等の制度の現状把握・分析などを行いました。その結果、個々の補助金等の見直しにとどまらず、古賀市の補助金等制度そのものの抜本的な見直しを行うことが補助金等の効果をより高めるものになるという結論に達しました。

#### (1) 全国各地で行われている補助金等を取り巻く改革の議論

まず、全国各地で行われている補助金を取り巻く改革は、大きく次の6つの手法に分類できるのではないかととりまとめました。

- ・ 透明性の確保（特に第三者委員会の設置）

補助金の種類や性格が多岐にわたり、補助金の支出根拠が曖昧でわかりにくいことに加え、補助制度の創設、補助交付団体の決定、補助額の決定及び事業の効果・成果の検証が曖昧でわかりにくいため、客観性を担保する具体的な対応策として特に第三者委員会を設置すること。

- ・ 補助金等の整理・統合

事業・部署ごとに補助金等が存在することから、目的・内容が類似する補助金の併存や少額零細な補助金等が多く非効率であるため。また、創設から長期間を経て、当初の補助名称と活動内容が合致しないものが見られるため。

- ・ 終期の設定

補助金等をひとたび創設すると、効果の検証もなく長期にわたって存続する傾向があるた

め、終期の設定を行い、目的を遂げた補助金や効果が低い補助金は廃止すべきであるため。

・運営費補助の原則廃止

団体の事業費\*1ではなく、運営費\*2への補助という形で交付される場合には、補助金等への依存が生じやすく、団体の自立が妨げられるため。

・効果・成果の検証

補助金等の効果や成果の検証が不明確であるため。

・公募制\*3の導入

交付先が限定され、長期にわたって交付される団体がある一方、補助金が必要な団体が交付を受けることができなくなる弊害を避け、公平性を確保するため。

\*1 事業費 事業活動を行うために直接必要な経費

\*2 運営費 事業活動に関わらず毎年度必要な人件費や事務費等の一般管理的な経費

\*3 公募制 補助金の内容又は対象を、広く一般から募集するもの

(2) 古賀市における補助金等の制度の現状把握・分析

古賀市における補助金等は平成16年度設置の古賀市補助金等検討委員会の提言の附帯意見にあった終期の設定や公募制の導入が進展しておらず、その結果として補助金等の7割弱が10年以上の長期にわたり、さらに全体の4割強が毎年度必要な人件費や事務費などの一般管理的な運営費補助であるとの説明を受けました。当委員会ではこうした状態こそが団体の自立を妨げ、補助金等が既得権益化していると言っても過言ではないと考えました。

平成22年度当初予算における補助金等の類型と交付開始時期

		交付開始時期				合計	
		不明または平成9年度以前		平成10年度以降			
類型	運営費補助	38件	(43%)	6件	(7%)	44件	(49%)
	事業費補助	23件	(26%)	22件	(25%)	45件	(51%)
合計		61件	(69%)	28件	(31%)	89件	(100%)

※終了見込の補助金等を除く

また、地方分権や地域コミュニティ活動の推進が求められる中、古賀市においても校区コミュニティ\*1の組織づくりが見られ、市民による新たな「住民自治」の機運が高まりつつあります。コミュニティ活動を支援することは補完性の原理\*2及び近接性の原理\*3という観点からも大きな意義があり、新たな補助金等制度の構築も必要だと考えます。

なお、コミュニティ活動は、地域の特性が色濃く反映されるため、段階的な導入が望ましいと思われれます。

\*1 校区コミュニティ 一つの小学校区内の住民及び各種団体等を構成員とし、その連帯感を育みながら、青少年育成、高齢者及び障害者等の福祉・健康、まちづくり、防犯・防災、環境等の社会的課題の解決を図る組織。

\*2 補完性の原理 「個人ができることは個人が行い、個人ができないことを家族が助け、家族でもできないことを地域のコミュニティが助け、地域のコミュニティでもできないことを市町村が助け、それでもできないことを都道府県が助け、そして、それでもできないときに初めて国が乗り出すべき」という原理。

\*3 近接性の原理 「問題はできるだけ住民に身近なところで解決されるべき」という原理。身近であればあるほど、実情や特性に応じた解決が可能になるはずであるという考え方が根底にある。

### (3) 補助金等の望ましいルール

全国各地で行われている補助金等を取り巻く改革及び古賀市の現状を踏まえ、透明性を高めるための第三者委員会の設置、運営費補助の原則廃止、終期の設定、効果・成果の検証の手法を取り入れるとともに、市民の自発的な活動を推進・活性化する公募型補助金や、コミュニティ活動を支援するために新しい補助金制度を構築する必要があるとの結論に達しました。

#### b. 補助金等の望ましい形態

前述の手法を取り入れ補助金の望ましい形態として以下の4つを定義しました。

なお、公益性等が非常に高いものについては、補助金ではなく市が主体的に実施する委託に変更すべきと考えました。

##### (1) 市民公募型補助金

団体の自主的・自発的な活動の推進・活性化を促す補助金で、(直接的又は間接的に)市民の福祉の向上及び市民の利益につながるものです。交付団体の選定に際しては、透明性や公平性を保つための選定基準を整備し、第三者委員会が基準に基づき審査し、相対評価を行った後に選定すべきです。また、補助交付に際しては次の2つの方法が考えられます。

###### ・市民提案型

市民の発意による提案事業です。提案テーマの公益性、必要性、事業の公平性、効果・経済性の観点から審査し、採択することが考えられます。

###### ・テーマ提示型

行政からテーマの提示を行い、その対応策や解決案を市民から公募し、応募のあった事業を公平性、効果・経済性の観点等から審査し、採択することが考えられます。

市民公募型補助金の類型と審査の観点

	市民提案型	テーマ提示型	審査の観点
テーマ	・市民の視点により発見されるまちづくりへの身近なテーマ ・行政が取り組むテーマで、他の方法によりさらなる効果が得られるものなどを提案	行政が提示	公益性 必要性
事業	上記テーマに対する事業を提案		公平性 効果・経済性

市民公募の範囲

##### (2) 校区コミュニティ統合補助金

校区単位のコミュニティ活動を推進するための補助金です。今までの制度では行政と個別の活動団体との関係が重視されていましたが、個々の補助金の使途を限定せず一括交付することによりコミュニティの裁量が確保されます。また、これにより地域の特性を活かしたまちづくりやコミュニティ内で活動する団体同士の横のつながりづくりが期待できます。

### (3) 校区コミュニティ公募型補助金

市全域で行われる事業を対象にする市民公募型補助金と異なり、校区単位のコミュニティ活動を推進するための補助金です。また、校区コミュニティ統合補助金による一括交付と異なり、一部のコミュニティでのみ実施する臨時的に多額の経費を要する事業が対象です。例えば公民館類似施設整備事業などが考えられます。この補助金は校区コミュニティからの申請を受け事前審査を行った上で交付されるものです。

### (4) 個別補助金

市の政策として支援が必要な事業に対する補助金でかつ、市民公募型補助金、校区コミュニティ統合補助金及び校区コミュニティ公募型補助金に該当しない補助金(国や県の補助金制度を活用し補助するもの、個人に直接又は間接に補助するものを含む。)です。

## 3. 補助金等の適正化の方法

当委員会では、個々の補助金等について担当部署ヒアリングにより現状把握を行い、次に示す指標に基づき委員が個々に採点を行い、合計点数により4つにグループ分けし、合計点数が高い順に「委託に移行」、「個別補助金のまま継続」、「市民公募型補助金に移行」、「廃止」と定型的に判断することと方針付けました。

なお、事業の目的が地域活動の推進・活性化であるものについては、「校区コミュニティ統合補助金に移行」及び「校区コミュニティ公募型補助金に移行」と判断することとしました。

(参考:資料1「補助金等一覧」、資料2「古賀市補助金等評価判定シート」資料3「補助金等評価判定フロー図」)

### a. 補助金等見直し基準

当委員会で慎重に審議を重ね検討した結果、以下の4つの基準を定義することとしました。

#### (1) 公益性

- ・ 広く一般市民の利益になるか(一部市民に限定的でないか。)  
(一部市民に限定的であっても二次的波及効果がある場合は加点可能)
- ・ 市民の福祉の増進に資するか。  
(一部市民に限定的であり二次的波及効果もあまりないが、基本的人権の観点等から重要なもの)
- ・ 古賀市の政策に合致しているか。

#### (2) 必要性

- ・ 対象事業及び活動目的が時代、社会情勢及び地域ニーズに合致しているか。

- ・緊急を要するか。
- ・公的支援が不可欠な活動か。
- ・民間企業による代替が不可能な活動か。

### (3) 公平性

- ・同種又は類似の団体又は個人に対して不均衡ではないか。

### (4) 効果・経済性

- ・費用対効果は低くないか。
- ・零細補助(少額補助)でないか。
- ・[個人補助の場合]所得制限を設けているか。

(当事者団体\*1等の競争力が低い団体を評価する場合は加点可能)

なお当委員会では、公益性を4つの基準の中でもっとも重視すべき基準と考え、その評価に重みを置き、高(低)評価の基準は高(低)得点となるよう5段階不均等評価を採用しました。

\*1 当事者団体 福祉や人権等の共通の課題を持つ本人又はその家族によって構成された団体で、課題解決や地位向上を目的とするもの。遺族団体や障害者団体など。

## b. 評価における客観性の確保

採点に当たる委員間の現状認識や補助金等見直し基準の解釈・適用のばらつきを測る指標として統計学における分散\*1(標準偏差\*2)の手法を用い、ばらつきが大きいと認められる場合はその是非について検証し再評価することで、現状把握に客観性を確保しました。

\*1 分散 偏差\*3の二乗和を個数で除したもの。0に近いほどばらつきが小さい。

\*2 標準偏差 分散の平方根。

\*3 偏差 点数から平均を引いたもの。

## 4. 判定・判断結果及び改善事項

前述の「補助金等の適正化の方法」にもとづき、89件の補助金等を採点による判定及びどの形態とするかの判断を行いました。先に示した「適正化の方法」では合計点数が高い方から、市の事業委託、個別補助金、市民公募型補助金にすべきとしておりました。しかし、合計点数が高い補助金交付事業の中には、行政が事業の仕様を作成する委託事業に移行すると補助交付団体の自立的な活動を阻害するため委託になじまないものや、点数が低い補助金交付事業においても粕屋地区の周辺自治体と共同で補助を行うため、古賀市単独で公募を行う市民公募型補助金に移行できないものもあり、個々の実態を考慮し判断を行いました。

また、審議の中で既存の補助金制度の改善事項が具体化されました。全般的な事項としては、時代や市民ニーズの変化に伴い補助金の持つ公益性や必要性の意味合いが変化していくため、一定期間ごとに見直しを行う必要があります。しかし、現行の古賀市の補助金は終期

を設定しているものが少なく、補助金の効果等の検証・評価を行うための仕組みが不十分でした。多くの市民の参加を促し、透明性を高めるために終期の設定やわかりやすい検証・評価の制度を検討すべきです。

なお、それぞれの判断結果、改善事項は次のとおりです。

(1) 「校区コミュニティ統合補助金に移行」と判断したもの

この形態に判断した補助金交付事業は、コミュニティ活動の推進・活性化を目的としたものが多く、これらを統合して一括交付することにより地域の自主性や実態に即した事業配分を行うことが可能となり活発なコミュニティ活動が期待できます。このことから行政区長及び行政隣組長に委嘱している業務の見直しも含めて、段階的に校区コミュニティ統合補助金への移行を検討すべきであるとの判断をしました。

No	名称	公益性	必要性	公平性	効果・経済性	合計
7	校区まちづくり活動推進事業交付金	25	15	15	11	66
6	校区コミュニティ支援事業交付金	17	15	13	7	52
92	アンビシャス広場づくり事業補助	13	13	6	6	38
83	分館活動補助	13	6	6	4	29
8	防犯灯設置補助	10	7	4	4	25
10	花いっぱい運動推進補助	10	4	6	3	23
48	資源回収奨励金	8	4	6	3	21
9	防犯組合補助	10	4	2	4	20
1	区長会運営費補助	4	2	0	1	7
43	環境衛生組合補助	4	-3	5	-5	1

(2) 「校区コミュニティ公募型補助金に移行」と判断したもの

この形態に判断した補助金交付事業は、地域活動の推進・活性化を目的とし、かつ臨時的に多額の経費を要する事業です。このため一括交付する校区コミュニティ統合補助金とは別に交付することにより、安定的な地域活動につなげることができると考えました。これらの事業も段階的に校区コミュニティ公募型補助金に移行すべきとの判断を行いました。

No	名称	公益性	必要性	公平性	効果・経済性	合計
85	公民館類似施設整備費補助	10	7	7	5	29
75	分団纏購入補助	8	4	3	2	17

(3) 「市民公募型補助金に移行」と判断したもの

[原則合計点数が14点以下]

前述の2つの判断結果の補助金交付事業を除き、必要性が認められるものの相対的に合計点数が低い [原則合計点数が14点以下] 補助金交付事業及び課題解決の必要性が高く行政的な手法では解決が困難であるため、解決方法の提案を市民に求めるものをこの形態と方針付けました。このため補助金交付団体の選定、交付額の検討、補助事業の評価までを広く公開し、公募した事業と併せて第三者委員会を設置して検討することにより、公平性や効果・経済性

を高め、市民の参画する機会を増やすことが期待できます。また、市民公募型補助金の財源は個別補助金から移行した財源に加え、廃止と判断した補助金の財源も加算し配分することが考えられます。

なお、「商店街活性化対策補助」は相対的に合計点数が高いものの、事業の提案を市民に求めるものであるため「市民公募型補助金に移行」と判断しました。

No	名称	公益性	必要性	公平性	効果・経済性	合計
72	商店街活性化対策補助	10	5	3	4	22
96	国際交流事業補助	8	4	2	0	14
26	園芸福祉補助	8	1	2	3	14
73	なの花祭り補助	8	4	1	1	14
95	文化のまちづくり事業委託	6	3	1	2	12
42	食品衛生協会補助	8	-1	2	0	9
91	少年の船活動事業補助	0	1	0	0	1

(4) 「個別補助金として継続」と判断したもの [原則合計点数が15点以上34点以下]

相対的に合計点数が中程度 [原則合計点数が15点以上34点以下] の補助金交付事業をこの形態と方針付けました。これらの事業が取り組む課題には一定の公益性が認められますが、現行制度のままの継続として判断したわけではありません。これらの中には交付団体の運営にかかる一般管理費に対して補助するものであるため、補助額の算出根拠や事業実施による効果の検証が不明確であるものや繰越額が多いものが見られました。このことから速やかに団体運営に対する補助から事業を対象とした制度への転換を図るとともに、慶弔費や食糧費など不適切な経費への補助の制限や事業の実施効果を測定する仕組みを検討すべきです。また、補助開始から長年経過したため事業内容が変化し、補助名称と活動内容が合致しないものがあり、直ちに名称の見直しが必要なものも見られました。さらに、現行の補助制度の中には極めて補助率が高いものもあり、公益性の低いものは補助率の見直しを行うべきです。

また、補助金交付団体については、その自立を促し、公金の取り扱いの適正化を図るためにも市が事務局である団体は、事務局機能を交付団体自体に移管することや他の方法での支出を検討すべきです。

なお、私立保育園補助及び私立幼稚園運営費補助は合計点数が高いものの、市が事業の仕様を作成し委託することは、補助団体の主体的な活動を阻害するため「個別補助金として継続」と判断しました。

さらに、国や県と協調、又は粕屋地区で合同で実施する補助交付事業は、合計点数が相対的に低く「市民公募型補助金」が妥当と考えられます。しかし、古賀市単独で公募とすることにはなじまないため「個別補助金として継続」と判断しました。粕屋地区で合同で実施する補助交付事業は現状では透明性が低く、効果の検証が困難であるため相対的に低く判定しました。このため、補助金交付の継続に際しては、補助額の算出方法の透明化、事業実績の明確化により効果の測定ができるような仕組み作りを速やかに行うべきです。

No	名称	公益性	必要性	公平性	効果・経済性	合計
39	私立保育園補助	16	13	9	7	45
80	私立幼稚園運営費補助	16	9	7	7	39
35	人権擁護委員会補助	10	11	5	8	34
64	基盤整備事業補助	10	10	6	8	34
12	社会福祉協議会補助	14	9	6	4	33
69	商工振興補助	13	9	4	7	33
3	路線バス運行補助	19	7	2	4	32
63	ため池維持管理補助	13	9	5	5	32
19	保護司会補助	13	7	7	4	31
22	老人クラブ連合会補助	13	11	5	2	31
45	合併処理浄化槽設置補助	13	9	4	4	30
70	中小企業融資保証料補助	8	7	9	6	30
71	まつり古賀補助	13	5	4	7	29
90	子ども会育成会連合会活動事業補助	13	7	3	5	28
100	ジュニアスポーツ団体活動補助	13	4	7	4	28
37	県女性海外研修の翼参加補助	11	7	4	5	27
38	日本女性会議参加補助	10	7	4	6	27
46	食生活改善推進会運営補助	13	5	4	4	26
87	全国高校生集会等参加補助	11	8	4	3	26
2	行政相談員活動補助	10	7	5	3	25
24	住宅改造助成	8	7	4	6	25
56	活力ある高収益型園芸産地育成事業補助	10	5	4	6	25
77	学校人権教育研究協議会補助	11	5	5	4	25
27	心身障害者扶養共済制度加入者補助	8	7	3	6	24
79	部活動大会参加補助	8	7	3	6	24
41	母子寡婦福祉会補助	8	9	3	4	24
89	少年指導員地区活動補助	11	5	4	3	23
104	水洗化奨励補助	10	6	4	3	23
28	福祉タクシー利用補助	8	7	3	4	22
47	愛の献血推進協議会補助	13	2	6	0	21
74	観光協会補助	10	3	6	2	21
44	北筑昇華苑使用料補助	11	3	5	2	21
49	生ごみ処理機器購入費補助	8	5	3	5	21
29	障害者授産品アンテナショップ運営補助	10	5	3	3	21
34	同和地区活動補助	11	5	1	2	19
20	更生保護事業補助	8	4	5	1	18
32	通所サービス等利用促進事業補助	8	3	3	4	18
14	民生委員協議会補助	8	4	3	2	17
21	シルバー人材センター補助	11	2	4	0	17
82	日本の次世代リーダー養成塾参加補助	8	4	2	3	17
31	障がい児・者親の会補助	6	5	3	3	17

No	名称	公益性	必要性	公平性	効果・経済性	合計
17	原爆被害者の会補助	10	5	1	1	17
94	文化芸術事業補助	6	3	4	4	17
30	身体障害者福祉協会補助	8	4	2	2	16
98	九州大学サマーコースホストファミリー補助	6	1	7	2	16
81	PTA連合会活動補助	6	3	3	3	15
101	スポーツ振興補助	6	4	3	2	15
18	原爆被害者の会全国大会参加補助	10	5	1	-1	15
68	猪被害防止特別対策事業補助	2	4	2	6	14
50	粕屋農業まつり事業補助	6	3	2	2	13
55	果樹振興事業補助	4	4	2	3	13
67	森林振興協議会補助	6	2	2	3	13
88	青少年育成市民会議補助	8	1	3	0	12
57	地産地消交流対策事業補助	4	2	1	1	8
58	農業担い手育成事業補助	4	3	1	0	8
51	水稲・麦種子更新対策事業補助	0	2	1	2	5
52	野菜部会育成補助	0	3	1	1	5
61	認定農業者協議会活動補助	4	0	-1	0	3
53	花卉部会育成補助	0	3	-1	0	2
62	農業経営基盤強化資金利子補給	2	0	0	0	2
54	地域水田農業ビジョン推進対策事業補助	0	2	1	-2	1

(5) 「委託に移行」と判断したもの [原則合計点数が35点以上]

相対的に合計点数が高い [原則合計点数が35点以上] 補助金交付事業は公益性が極めて高く、行政として主体的に行うべき事業であるため、委託事業として実施すべきと方針付けました。

なお、「文化協会事業委託」は現状では、事業効果が広く市民に波及するとは評価しにくかったため低い点数と判定しました。しかし、取り組む課題は行政が主体的に取り組むべきものであるため「委託に移行」と判断しました。継続に当たっては波及効果が広がるよう速やかに仕様書等の事業内容を改めるべきです。

No	名称	公益性	必要性	公平性	効果・経済性	合計
5	交通安全協会補助	22	13	11	3	49
86	社会「同和」教育推進事業委託	16	11	11	4	42
99	体育協会体育事業委託	13	9	7	6	35
93	文化協会文化事業委託	10	5	4	4	23

(6) 「廃止」と判断したもの

合計点数がマイナスである事業を「廃止」と方針付けました。これらの事業は、補助制度が整備されてかなりの年月が経過しており、時代の変化に伴い取り組む課題や交付方法の見直しが必要になったもの、事業目的と事業実態が乖離していったものや団体の運営のための

補助であり活動の実態の把握が困難なものでした。このことから制度そのものの見直しを速やかに検討すべきであると判断しました。

No	名称	公益性	必要性	公平性	効果・経済性	合計
59	環境保全型農業対策事業補助	0	2	-3	-1	-2
15	遺族会補助	-4	1	-5	-1	-9
65	森林組合補助	-4	-2	-4	-4	-14
66	薦野生産森林組合補助	-7	-3	-2	-2	-14
16	傷痍軍人会補助	-7	-5	-6	-4	-22

## 5. おわりに

以上のとおり、当委員会では諮問を受けた「補助金等制度のあり方について」は「補助金の望ましいあり方」として、「補助金等の適正化に向けた具体的な方策について」は「判定・判断結果及び改善事項」として提言しました。

当委員会では、補助金改革とは削減や廃止といった財政的な側面のみから行うものではなく、補助金を通して作られる市民と行政のあり方を考え直すものであるということを念頭に置き審議をしてきました。今、補助金制度には、より一層の透明性や時代への即応性が求められています。このため補助金制度の再構築に向けて第三者委員会設置により選定する市民公募型補助金や校区コミュニティ統合型補助金、校区コミュニティ公募型補助金の導入は不可欠と考えました。そして、以上の方針に基づき、個々の補助金の望ましい形態の判断を行いました。さらに、改善点として全般的には事業費補助金への転換や効果・効率等の検証制度の導入や終期の設定について述べ、粕屋地区で合同で実施する補助交付事業は、事業の選定方法や検証の透明性を高める仕組みづくりが必要であることを提言しました。

今後の課題として、公共的価値実現のために補助金を活用するという方策、例えば男女共同参画を推進するために、補助金の交付に際して補助金交付団体に職員役職者の男女比率を50%に近づけることを求めることや、古賀市のコミュニティ活動重視の姿勢を明確にすると同時に、コミュニティ活動への関心を高めるために、市民税の一定割合をコミュニティに還元するなど校区コミュニティ補助金の総額の交付のあり方を検討をしても良いのではないのでしょうか。また、交付の透明性や公平性を高めるために実質的に補助金に類似した機能を有するもの（用地の無償貸与や減免など）の改善についても検討する必要があると考えます。

さらに、補助金交付事業採択から効果の検証及びそれらの公表といった一連の手続きを単に行政内部の規則や要綱で定めるのではなく、公正性や透明性を確保するために条例化することを検討しても良いのではないのでしょうか。

こうした課題を一つひとつ解決し、適正な補助金の執行に一層努め、市民と行政との協働を進められることを強く要望します。

(資料1)

## 補助金等一覧

(単位:千円)

No	名称	所属	H21予算	No	名称	所属	H21予算
1	区長会運営費補助	総務課	460	36	同和地区排水設備整備補助	人権センター	4,654
2	行政相談員活動補助	総務課	60	37	県女性海外研修の翼参加補助	市民共働課	30
3	路線バス運行補助	経営企画課	26,560	38	日本女性会議参加補助	市民共働課	150
4	図書費補助	経営企画課	3,000	39	私立保育園補助	こども政策課	16,835
5	交通安全協会補助	建設課	1,000	40	庄ひかり保育園施設整備事業補助	こども政策課	1,200
6	校区コミュニティ支援事業交付金	市民共働課	600	41	母子寡婦福祉会補助	家庭支援室	144
7	校区まちづくり応援事業交付金	市民共働課	1,200	42	食品衛生協会補助	環境課	200
8	防犯灯設置補助	総務課	2,006	43	環境衛生組合補助	環境課	200
9	防犯組合補助	総務課	200	44	北筑昇華苑使用料補助	環境課	8,993
10	花いっぱい運動推進補助	総務課	2,800	45	合併処理浄化槽設置補助	下水道課	12,596
11	被災住宅補修費借入利子補給	福祉課	25	46	食生活改善推進会運営補助	健康づくり課	150
12	社会福祉協議会補助	福祉課	35,443	47	愛の献血推進協議会補助	健康づくり課	550
13	民生委員調査委託	福祉課	3,722	48	資源回収奨励金	環境課	9,000
14	民生委員協議会補助	福祉課	640	49	生ごみ処理機器購入費補助	環境課	700
15	遺族会補助	福祉課	406	50	粕屋農業まつり補助	産業振興課	100
16	傷痍軍人会補助	福祉課	100	51	水稲種子更新対策事業補助	産業振興課	517
17	原爆被害者の会補助	福祉課	150	52	野菜部会育成補助	産業振興課	305
18	原爆被害者の会全国大会参加補助	福祉課	52	53	花卉部会育成補助	産業振興課	42
19	保護司会補助	総務課	340	54	地域水田農業ビジョン推進対策事業補助	産業振興課	100
20	更生保護事業補助	総務課	195	55	みかん部会補助	産業振興課	380
21	シルバー人材センター補助	福祉課	17,000	56	活力ある高収益型園芸産地育成事業補助	産業振興課	14,665
22	老人クラブ連合会補助	福祉課	1,606	57	産地消交流対策事業補助	産業振興課	30
23	老人クラブ補助	福祉課	1,351	58	農業担い手育成事業補助	産業振興課	81
24	住宅改造助成	高齢者福祉課	2,100	59	環境保全型農業対策事業補助	産業振興課	45
25	社会福祉法人利用者負担補助	高齢者福祉課	117	60	水田農業確立対策指導推進費補助	産業振興課	12,565
26	園芸福祉補助	健康づくり課	150	61	認定農業者協議会活動補助	産業振興課	300
27	心身障害者扶養共済制度加入者補助	福祉課	4,994	62	農業経営基盤強化資金利子補給	産業振興課	317
28	福祉タクシー利用補助	福祉課	9,506	63	ため池維持管理補助	産業振興課	2,840
29	障害者授産品アンテナショップ運営補助	福祉課	1,200	64	基盤整備事業補助	産業振興課	4,975
30	身体障害者福祉協会補助	福祉課	800	65	森林組合補助	産業振興課	1,200
31	障がい児・者親の会補助	福祉課	80	66	薦野生産森林組合補助	産業振興課	480
32	通所サービス等利用促進事業補助	福祉課	1,500	67	森林振興協議会補助	産業振興課	1,200
33	福祉ホーム事業補助	福祉課	240	68	猪被害防止特別対策事業補助	産業振興課	240
34	同和地区活動補助	人権センター	4,263	69	商工振興補助	商工振興室	8,900
35	人権擁護委員会補助	人権センター	150	70	中小企業融資保証料補助	商工振興室	250

(資料1)

## 補助金等一覧

(単位:千円)

No	名称	所属	H21予算
71	まつり古賀補助	商工振興室	2,000
72	商店街活性化対策補助	商工振興室	960
73	なの花祭り補助	商工振興室	500
74	観光協会補助	商工振興室	500
75	分団纏購入補助	総務課	200
76	高等学校等入学支援金	学校教育課	3,505
77	学校人権教育研究協議会補助	学校教育課	2,000
78	住宅費補助	学校教育課	267
79	部活動大会参加補助	学校教育課	5,760
80	私立幼稚園運営費補助	こども政策課	4,000
81	PTA連合会活動補助	社会教育課	1,050
82	日本の次世代リーダー養成塾参加補助	社会教育課	100
83	社会教育活動補助	社会教育課	4,960
84	分館長・分館主事合同研修補助	社会教育課	360
85	分館整備事業補助	社会教育課	31,970
86	社会「同和」教育推進事業委託	人権センター	2,000
87	全国高校生集会等参加補助	人権センター	414
88	青少年育成市民会議補助	青少年総合セン	300
89	少年指導員地区活動補助	青少年総合セン	321
90	子ども会育成会活動補助	青少年総合セン	800
91	少年の船参加補助	青少年総合セン	1,300
92	アンビシャス広場づくり事業補助	青少年総合セン	3,360
93	文化協会文化事業委託	社会教育課	3,000
94	市民音楽祭補助	社会教育課	1,500
95	文化のまちづくり事業委託	社会教育課	520
96	国際交流事業補助	経営企画課	400
97	子ども会議ホストファミリー補助	社会教育課	210
98	九州大学サマーコースホストファミリー補助	社会教育課	100
99	体育協会体育事業委託	社会教育課	11,650
100	ジュニアスポーツ団体活動補助	社会教育課	960
101	スポーツ振興補助	社会教育課	1,000
102	出産育児一時金	国保年金課	31,920
103	葬祭費	国保年金課	1,800
104	水洗化奨励補助	下水道課	10,750
	計	104件	359,387

※判定・判断は平成23年度末までに終了する見込の補助金を除き実施した。

(資料2)

古賀市補助金等評価判定シート

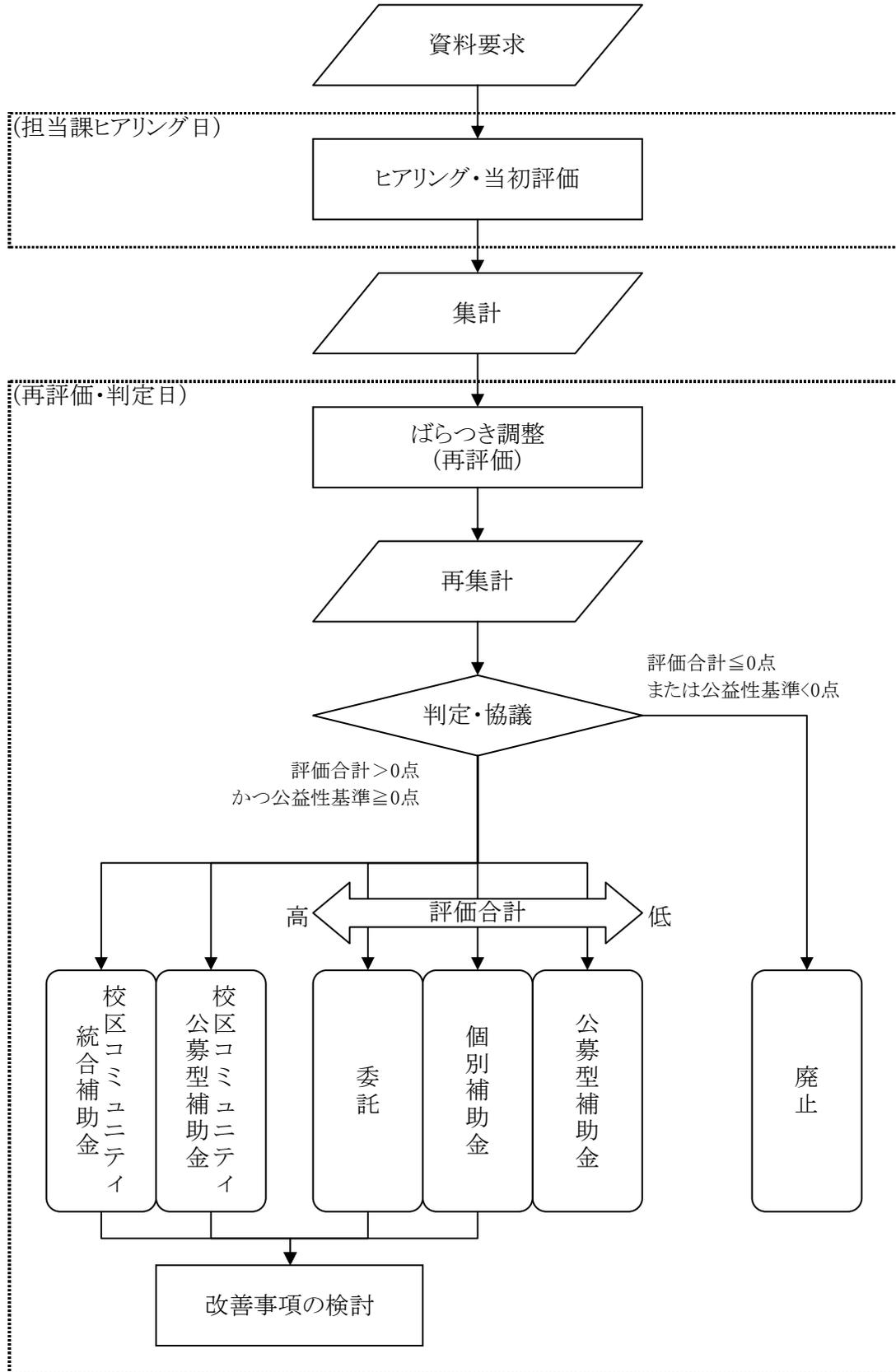
補助金名						担当課						
	(原則)個別補助金						(原則)コミュニティ補助金					
団体類型	個人	事業者	業界団体	自治組織	文化教育団体	間接個人	該当	非該当				
	当事者団体	委員会	外郭団体	公益法人	その他							
所得制限	あり	なし										
※団体類型が個人の場合						※団体類型が個人ではない場合						
補助金類型	運営費補助	事業費補助	建設購入補助									
	参加補助	利子補給	奨励									
財源類型	市単独	国県協調				上乗せ	あり	なし				
						(原則)個別補助金						
						※財源類型が国県協調の場合						

見直し基準		点数/備考
公益性	広く一般市民の利益になるか(一部市民に限定的でないか) (一部市民に限定的であっても二次的波及効果がある場合は加点可能) 市民の福祉の増進に資するか 古賀市の政策に合致しているか 私益に結びつかないか	-5 ・ -2 ・ 0 ・ 2 ・ 5
公平性	同種・類似の団体に対して不均衡ではないか	-3 ・ -1 ・ 0 ・ 1 ・ 3
妥当性	補助金の構成が妥当か(目的が複合的であったり、補助対象が著しく狭くないか) 他の自治体との比較で著しく高額になっていないか	-3 ・ -1 ・ 0 ・ 1 ・ 3
必要性	対象事業・活動目的が時代・社会情勢・地域ニーズに合致しているか 緊急を要するか 公的支援が不可欠な活動か 民間企業による代替が不可能な活動か	-3 ・ -1 ・ 0 ・ 1 ・ 3
効果・経済性	費用対効果は低くないか 零細補助(少額補助)でないか [個人補助の場合]所得制限を設けているか (当事者団体等の競争力が低い団体を評価する場合は加点可能)	-3 ・ -1 ・ 0 ・ 1 ・ 3

※公益性が低評価の場合、他の基準が高評価であっても廃止とする  
 ※公平性・必要性が低評価の場合、原則個別補助金への存続は認めないものとする  
 ※効果・経済性が低評価の場合、指導等を行うこととする

改善すべき事項		不適正な場合の対処例
補助金等の制度 そのもの	支出の根拠が不明確で、法令等に抵触している	指導(補助金要綱の整備など)
	補助対象者が限定・特定されている	指導(対象者の公募など)
補助金交付団体	繰越金が多額となっている	減額又は指導(事業の積極的な展開など)
	再補助(迂回補助)となっている	減額又は指導(再補助団体を含めた実績報告書の提出など)
	人件費や食糧費などの不適切な経費が大半を占めている	減額又は指導(対象経費の見直しなど)
	市が事務局となっている	指導(事務局を補助金交付団体に移管など)
	高率補助である(自主財源確保の努力を行っていない)	減額又は指導(会費の徴収など)
	運営費補助である	減額又は指導(運営費補助が必要な理由の掲示など)

日付	委員名
/	



(資料4)

## 補助金等の判定・判断結果

No	名称	公益性	必要性	公平性	効果・経済性	合計	判断結果
7	校区まちづくり活動推進事業交付金	25	15	15	11	66	校区コミュニティ統合型補助金に移行
6	校区コミュニティ支援事業交付金	17	15	13	7	52	校区コミュニティ統合型補助金に移行
92	アンビシャス広場づくり事業補助	13	13	6	6	38	校区コミュニティ統合型補助金に移行
83	分館活動補助	13	6	6	4	29	校区コミュニティ統合型補助金に移行
8	防犯灯設置補助	10	7	4	4	25	校区コミュニティ統合型補助金に移行
10	花いっぱい運動推進補助	10	4	6	3	23	校区コミュニティ統合型補助金に移行
48	資源回収奨励金	8	4	6	3	21	校区コミュニティ統合型補助金に移行
9	防犯組合補助	10	4	2	4	20	校区コミュニティ統合型補助金に移行
1	区長会運営費補助	4	2	0	1	7	校区コミュニティ統合型補助金に移行
43	環境衛生組合補助	4	-3	5	-5	1	校区コミュニティ統合型補助金に移行

No	名称	公益性	必要性	公平性	効果・経済性	合計	判断結果
85	公民館類似施設整備費補助	10	7	7	5	29	校区コミュニティ公募型補助金に移行
75	分団纏購入補助	8	4	3	2	17	校区コミュニティ公募型補助金に移行

No	名称	公益性	必要性	公平性	効果・経済性	合計	判断結果
5	交通安全協会補助	22	13	11	3	49	委託に移行
39	私立保育園補助	16	13	9	7	45	個別型補助金として継続
86	社会「同和」教育推進事業委託	16	11	11	4	42	委託に移行
80	私立幼稚園運営費補助	16	9	7	7	39	個別型補助金として継続
99	体育協会体育事業委託	13	9	7	6	35	委託に移行
35	人権擁護委員会補助	10	11	5	8	34	個別型補助金として継続
64	基盤整備事業補助	10	10	6	8	34	個別型補助金として継続
12	社会福祉協議会補助	14	9	6	4	33	個別型補助金として継続
69	商工振興補助	13	9	4	7	33	個別型補助金として継続
3	路線バス運行補助	19	7	2	4	32	個別型補助金として継続
63	ため池維持管理補助	13	9	5	5	32	個別型補助金として継続
19	保護司会補助	13	7	7	4	31	個別型補助金として継続
22	老人クラブ連合会補助	13	11	5	2	31	個別型補助金として継続
45	合併処理浄化槽設置補助	13	9	4	4	30	個別型補助金として継続
70	中小企業融資保証料補助	8	7	9	6	30	個別型補助金として継続
71	まつり古賀補助	13	5	4	7	29	個別型補助金として継続
90	子ども会育成会連合会活動事業補助	13	7	3	5	28	個別型補助金として継続
100	ジュニアスポーツ団体活動補助	13	4	7	4	28	個別型補助金として継続
37	県女性海外研修の翼参加補助	11	7	4	5	27	個別型補助金として継続
38	日本女性会議参加補助	10	7	4	6	27	個別型補助金として継続
46	食生活改善推進会運営補助	13	5	4	4	26	個別型補助金として継続
87	全国高校生集会等参加補助	11	8	4	3	26	個別型補助金として継続
2	行政相談員活動補助	10	7	5	3	25	個別型補助金として継続
24	住宅改造助成	8	7	4	6	25	個別型補助金として継続
56	活力ある高収益型園芸産地育成事業補助	10	5	4	6	25	個別型補助金として継続
77	学校人権教育研究協議会補助	11	5	5	4	25	個別型補助金として継続
27	心身障害者扶養共済制度加入者補助	8	7	3	6	24	個別型補助金として継続
79	部活動大会参加補助	8	7	3	6	24	個別型補助金として継続
41	母子寡婦福祉会補助	8	9	3	4	24	個別型補助金として継続
89	少年指導員地区活動補助	11	5	4	3	23	個別型補助金として継続
93	文化協会文化事業委託	10	5	4	4	23	委託に移行

## 補助金等の判定・判断結果

No	名称	公益性	必要性	公平性	効果・経済性	合計	判断結果
104	水洗化奨励補助	10	6	4	3	23	個別型補助金として継続
28	福祉タクシー利用補助	8	7	3	4	22	個別型補助金として継続
72	商店街活性化対策補助	10	5	3	4	22	市民公募型補助金に移行
47	愛の献血推進協議会補助	13	2	6	0	21	個別型補助金として継続
74	観光協会補助	10	3	6	2	21	個別型補助金として継続
44	北筑昇華苑使用料補助	11	3	5	2	21	個別型補助金として継続
49	生ごみ処理機器購入費補助	8	5	3	5	21	個別型補助金として継続
29	障害者授産品アンテナショップ運営補助	10	5	3	3	21	個別型補助金として継続
34	同和地区活動補助	11	5	1	2	19	個別型補助金として継続
20	更生保護事業補助	8	4	5	1	18	個別型補助金として継続
32	通所サービス等利用促進事業補助	8	3	3	4	18	個別型補助金として継続
14	民生委員協議会補助	8	4	3	2	17	個別型補助金として継続
21	シルバー人材センター補助	11	2	4	0	17	個別型補助金として継続
82	日本の次世代リーダー養成塾参加補助	8	4	2	3	17	個別型補助金として継続
31	障がい児・者親の会補助	6	5	3	3	17	個別型補助金として継続
17	原爆被害者の会補助	10	5	1	1	17	個別型補助金として継続
94	文化芸術事業補助	6	3	4	4	17	個別型補助金として継続
30	身体障害者福祉協会補助	8	4	2	2	16	個別型補助金として継続
98	九州大学サマーコースホストファミリー補助	6	1	7	2	16	個別型補助金として継続
81	PTA連合会活動補助	6	3	3	3	15	個別型補助金として継続
101	スポーツ振興補助	6	4	3	2	15	個別型補助金として継続
18	原爆被害者の会全国大会参加補助	10	5	1	-1	15	個別型補助金として継続
96	国際交流事業補助	8	4	2	0	14	市民公募型補助金に移行
26	園芸福祉補助	8	1	2	3	14	市民公募型補助金に移行
68	猪被害防止特別対策事業補助	2	4	2	6	14	個別型補助金として継続
73	なの花祭り補助	8	4	1	1	14	市民公募型補助金に移行
50	粕屋農業まつり事業補助	6	3	2	2	13	個別型補助金として継続
55	果樹振興事業補助	4	4	2	3	13	個別型補助金として継続
67	森林振興協議会補助	6	2	2	3	13	個別型補助金として継続
88	青少年育成市民会議補助	8	1	3	0	12	個別型補助金として継続
95	文化のまちづくり事業委託	6	3	1	2	12	市民公募型補助金に移行
42	食品衛生協会補助	8	-1	2	0	9	市民公募型補助金に移行
57	地産地消交流対策事業補助	4	2	1	1	8	個別型補助金として継続
58	農業担い手育成事業補助	4	3	1	0	8	個別型補助金として継続
51	水稲・麦種子更新対策事業補助	0	2	1	2	5	個別型補助金として継続
52	野菜部会育成補助	0	3	1	1	5	個別型補助金として継続
61	認定農業者協議会活動補助	4	0	-1	0	3	個別型補助金として継続
53	花卉部会育成補助	0	3	-1	0	2	個別型補助金として継続
62	農業経営基盤強化資金利子補給	2	0	0	0	2	個別型補助金として継続
54	地域水田農業ビジョン推進対策事業補助	0	2	1	-2	1	個別型補助金として継続
91	少年の船活動事業補助	0	1	0	0	1	市民公募型補助金に移行
59	環境保全型農業対策事業補助	0	2	-3	-1	-2	廃止
15	遺族会補助	-4	1	-5	-1	-9	廃止
65	森林組合補助	-4	-2	-4	-4	-14	廃止
66	薦野生産森林組合補助	-7	-3	-2	-2	-14	廃止
16	傷痍軍人会補助	-7	-5	-6	-4	-22	廃止

古賀市補助金等検討委員会委員名簿

職名	氏名	備考
委員長	しまだ あきみ 嶋田 暁文	九州大学大学院法学研究院 准教授
副委員長	つきぢ まさあき 築地 正明	元福岡県職員
委員	あいはら 相原 わかば	弁護士
委員	うらた みのる 浦田 実	元福岡市職員
委員	やまもと ともこ 山本 智子	公認会計士

## 委員会の審議経過

月日		審議内容
平成21年度		
6月22日	第1回	委嘱、委員長の選任、諮問
8月5日	第2回	先進事例の検討、スケジュールの検討
8月26日	第3回	用語の定義、補助金等評価判定フロー
9月30日	第4回	既存補助金の見直し基準
11月12日	第5回	見直し基準の用語整理、存廃の基準
12月24日	第6回	中間答申案の検討
3月5日	第7回	中間答申案の修正、中間答申
平成22年度		
4月27日	第1回	パブリックコメントの結果報告、スケジュールの検討
6月14日	第2回	個別審査、審査方法の再検討
7月5日	第3回	個別審査
7月12日	第4回	個別審査
8月4日	第5回	個別審査
9月30日	第6回	個別審査
10月18日	第7回	個別審査
11月25日	第8回	個別審査
1月14日	第9回	個別審査
2月10日	第10回	最終答申案の検討
3月25日	第11回	最終答申

(資料 7)

## 古賀市補助金等検討委員会条例

(平成 21 年 3 月 30 日 条例第 2 号)

(設置)

第 1 条 市が個人又は団体に対して交付する補助金、交付金その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の適正化について検討を行うため、古賀市補助金等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、補助金等に関する事項について、市長の諮問に応じて調査及び審議し、答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、地方行政の財政に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、市長の諮問に係る答申を行った日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(資料 7)

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、企画政策部財政課において処理する。

(報酬)

第 9 条 委員の報酬は、古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例

(昭和 37 年条例第 4 号) 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、日額

7,500 円とする。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第 4 条に規定する委員の任期が終了した日限り、その効力を失う。